

平成26年1月20日発行



よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。

法人ニュース ゆざわ



「福寿草」

2014
第2号

発行所 公益社団法人 湯沢法人会

(湯沢商工会議所館内)

〒012-0824 湯沢市佐竹町4番2号

TEL 0183-78-0211 FAX 0183-73-2900



新年のご挨拶

会長 佐々木 賢 明

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は参議院議員通常選挙与党が圧勝し、ねじれ国会が解消されたことから、安倍政権のもと、日本経済の再生に向けた政策が着実に推進され景気も上向き推移しており、日本経済に明るさが見えてきた一年でありました。

しかしながら、地方においてはまだまだ厳しい状況にある模様でございます。

さて、昨年四月には会員の皆様より協力を頂きながら準備を進めて来ておりました、公益社団法人への移行が秋田県知事より認定され、事業展開しておるところでございます。

私たち法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに経営者の団体として、今後も事業を展開して参りたいと思っております。

経営支援につきましては、会員及び地域事業者のための、各種（税務・経営術等など）セミナーの開催などを支援して参ります。

また、税に関しては、税のオピニオンリーダーとして、上部団体であります全国法人会連合会や地元国会議員・市町村長を通じての税制改正への要望等を行って参ります。

さらに、社会貢献活動につきましては、管内の小中学校への図書や租税教室・税の絵はがきコンクールの開催。他に地公体へのAEDの寄贈などを行い地域社会へ貢献して参ります。

本年も、会員並びに関係諸団体のご理解とご指導を得ながら、それぞれの事業を推進して参りたいと思っておりますので、何とぞよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

終わりに、新しい年が皆様にとって幸多き年である事と、会員企業の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。





新年のご挨拶

湯沢税務署長 近 藤 正 人

明けましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、公益社団法人湯沢法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、佐々木会長をはじめ会員の皆様方の日ごろの税務行政への深い御理解と多大な御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

本年も昨年に引き続き、格別の御高配のほどをよろしくお願い申し上げます。

本年は2月に冬季オリンピックがソチで開催されます。各種競技で日本選手が活躍し、一つでも多くのメダルを獲得されることを願っており、開会が待ち遠しい限りです。

さて、思い返しますと、去年の世相を表す「今年の漢字」は「輪」でした。2020年の東京五輪の開催決定、富士山の世界遺産登録、サッカーW杯への日本代表の出場決定など、日本中が「輪」になって歓喜に沸いた年であり、また、台風など相次ぐ自然災害に対して支援の「輪」が広がった年でもありました。

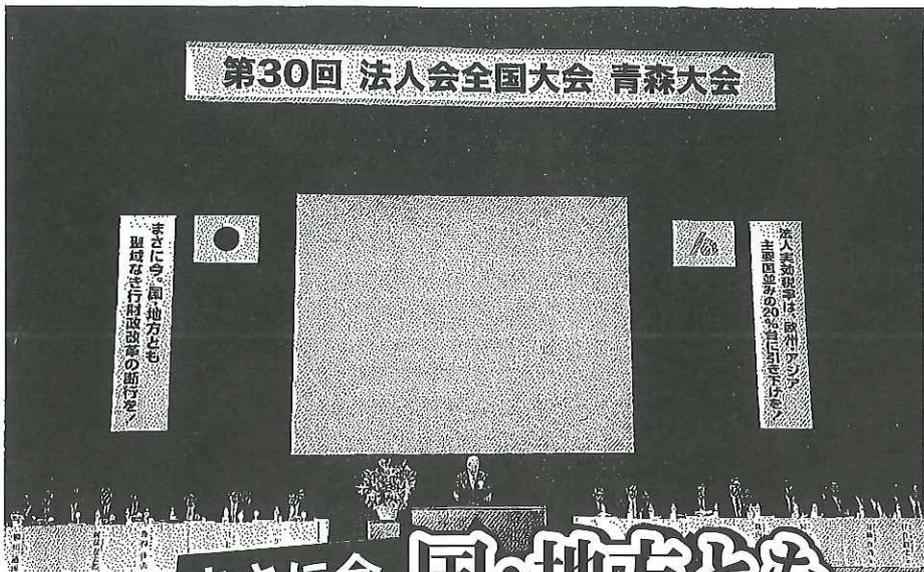
ところで、この「輪」には、大勢の人が手を握りあい、円滑に回転していくという意味もあるそうです。

湯沢雄勝地区においても、犬っこまつりをはじめとした各種イベントが、地域の皆さんの連携により盛大に行われていることは、まさに「輪」になって御努力されている賜物であると思います。

法人会会員の皆様におかれましても、地域のオピニオンリーダーとして、「輪」になって行われている様々な事業活動が、これまでも地元の振興及び活性化に寄与しておりますし、この先は益々重要となっていくものであると思います。

私どもといたしましても、組織の「輪」を活かして、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現」に向け、納税者の皆様が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、努力する所存でございます。そのためにも、本年も引き続き、e-Taxの普及に取り組んでまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人湯沢法人会と会員の皆様方が今年の干支の「馬」のように飛躍し、御繁栄の年となりますよう心から御祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。



法人会の税制改正提言

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。法人会は有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、論理的に構成されていますが、主旨を要約整理し掲載いたします。

まさに今。国・地方とも
聖域なき行財政改革の断行を！

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

■ わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追いつかない。

■ いかに関給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。

(1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。

また、急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）

の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。

(3) 介護保険については、真に介護が必要な者として、真に介護が必要でない者としてメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

■ 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。

(1) 価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書保存方式」で十分対応できるものと考えられるので、導入の必要はない。

(3) 低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

(1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。

そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政

環境整備が極めて重要である。

そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政

環境整備が極めて重要である。

環境整備が極めて重要である。

規律が必要である。

(2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。

市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

■ 消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。

また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。

■ 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るの
は当然である。

5. 今後の税制改革のあり方

■ 社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の

引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。

しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

■ 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性、②経済の持続的成長と雇用の創出、③少子高齢化や人口減少社会の急進展、④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造的変化一などに対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度について

■ マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

■ また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

■ 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税率格差は依然として解消しない。

■ こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率20%台の実現
(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等
「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

① 中小企業投資促進税制の拡充
・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
・ 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

(2) 交際費課税の見直し
平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限(平成25年度末)の延長を求める。
また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とする

べきである。

(3) 役員給与の損金算入の拡充
① 役員給与は原則損金算入
② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

3. 事業承継税制の拡充

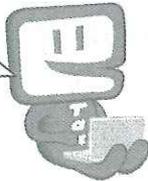
■ 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ
② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
③ 対象会社を拡大する
(2) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

作成が
終わったら



インターネットで送信



e-Taxならこんなにいいこと

○ e-Taxを利用すると...

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

e-Taxのご利用に当たっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください(オンラインで取得できます。)

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。

また、確定申告書等作成コーナーで印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。)

24時間受付

確定申告期間中は、24時間e-Taxで提出(送信)ができます(ただし、メンテナンス時間を除く。)

e-Taxを利用するには

①電子証明書の取得
(手数料が必要です。)



②ICカードリーダライタの
購入



③国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」

・詳しくはe-Tax ホームページを
ご覧下さい www.e-tax.nta.go.jp

公益社団法人湯沢法人会会員の皆様へ

湯沢税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い
~国税庁ホームページで申告書が作成できます~

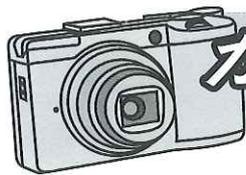
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) では、確定申告に関する各種の情報を入手することができる「確定申告特集ページ」が開設されており、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に、給与所得者の皆様へのお知らせ「あなたの確定申告をサポートします」が掲載されています。これは、確定申告をする会社員の方に、申告書作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等をご案内するものです。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただくようご協力をお願いいたします。

- ① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集」のバナーをクリック
- ② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
- ③ 「確定申告特集ページご案内の情報データ」中のデータをダウンロード(7種類のデータの中からお選びください。)
- ④ 回覧、配付、メール送信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)までです。
(還付申告の方は1月より行えます。)

よき経営者をめざすものの団体・それが法人会です。



カメラトピックス (会活動状況)

法人会は・健全な経営・正しい納税・社会貢献をテーマに活動する経営者団体です。

要望活動

現実に向けて、平成26年度税制改正に関する要望書を、地元国会議員や地方自治体に対して実施。



湯沢市役所市長室にて



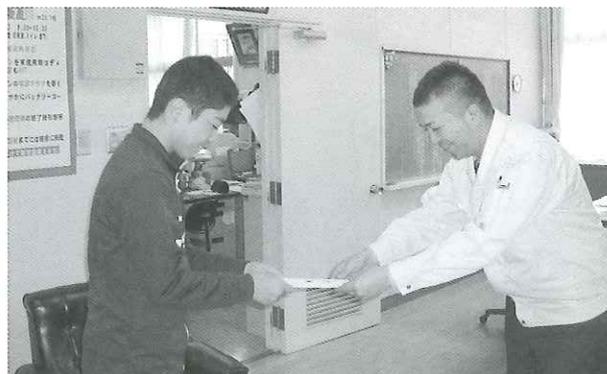
湯沢グランドホテルにて

研修会の開催

経営者支援事業として、消費税増税と企業防衛策や会計を経営に生かすセミナー等開催。

図書寄贈

児童・生徒の本に対する興味を持ってもらうため、今年も4校に対して図書寄贈をさせていただきました。



三梨小学校にて



皆瀬小学校にて

租税教室の開催

次代を担う児童・生徒に対して健全な納税者意識を養うため、管内の小学校6校に対して租税教室を開催。